

類ごとの残高等を記載するものとする。

なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載するものとする。

ウ 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））の取扱い

介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点については、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））を作成するものとし、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））の作成は省略することができる。

子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業ごとの資金収支状況を把握する必要があるため、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））の作成は省略することができる。

上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のうちいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。

また、サービス区分が1つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））の作成を省略できる。

上記に従い、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））又は拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））を省略する場合には、計算書類に対する注記（拠点区分用）「4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分」にその旨を記載するものとする。

エ 就労支援事業に関する明細書（別紙3（⑯）から別紙3（⑯-2））の取扱い

就労支援事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。

（ア）対象範囲

就労支援事業の範囲は以下のとおりとする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援

- ② 同法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型

- ③ 同法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型

また、同法第5条第7項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとする。

（イ）就労支援事業別事業活動明細書（別紙3（⑯）又は別紙3（⑯-2））について

就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算については、以下のとおりである。

- ① 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合
(就労支援事業販売原価)

$$= (\text{期首製品 (商品) 棚卸高}) + (\text{当期就労支援事業製造原価}) - \\ (\text{期末製品 (商品) 棚卸高})$$

(②) 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合

(就労支援事業販売原価)

$$= (\text{期首製品 (商品) 棚卸高}) + (\text{当期就労支援事業仕入高}) - \\ (\text{期末製品 (商品) 棚卸高})$$

(ウ) 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書（別紙3（⑯）

から別紙3（⑯-2））について

就労支援事業別事業活動明細書の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、「就労支援事業製造原価明細書」（別紙3（⑯）又は別紙3（⑯-2））、「就労支援事業販管費明細書」（別紙3（⑯）又は別紙3（⑯-2））を作成するものとするが、その取扱いは以下のとおりである。

① 「製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃」については、就労支援事業製造原価明細書に計上される。

また、製造業務に携わる就労支援事業に従事する職業指導員等（以下「就労支援事業指導員等」という。）の給与及び退職給付費用については、就労支援事業製造原価明細書に計上することができる。

② 「販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃」及び「製品の販売のために支出された費用」については、就労支援事業販管費明細書に計上される。

また、販売業務に携わる就労支援事業指導員等の給与及び退職給付費用については、就労支援事業販管費明細書に計上することができる。

③ 「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができる。

なお、この場合において、別紙3（⑯）又は別紙3（⑯-2）の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別毎の区分は不要とする。

(エ) 就労支援事業明細書（別紙3（⑰）又は別紙3（⑰-2））について

サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業製造原価明細書（別紙3（⑯）又は別紙3（⑯-2））」及び「就労支援事業販管費明細書（別紙3（⑯）又は別紙3（⑯-2））」の作成に替えて、「就労支援事業明細書（別紙3（⑰）又は別紙3（⑰-2））」を作成すれば足りることとする。

この「就労支援事業明細書」上の「材料費」の計算については、

$$(\text{材料費}) = (\text{期首材料棚卸高}) + (\text{当期材料仕入高}) - (\text{期末材料棚卸高})$$

とする。

なお、この場合において、資金収支計算書上は「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、「就労支援事業販管費支出」を削除して作成するものとし、事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。また、別紙3(15)又は別紙3(15-2)の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。

また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することもできる。

才 授産事業に関する明細書（別紙3(19)）の取扱い

授産施設で行う授産事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。

(ア) 対象範囲

授産事業の範囲は以下のとおりとする。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設
- ② 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設

(イ) 授産事業費用明細書について

授産事業における費用の状況把握を適正に行うため、各法人においては「授産事業費用明細書」（別紙3(19)）を作成し、授産事業に関する管理を適切に行うものとする。

27 財産目録について（会計基準省令第34条関係）

財産目録は、法人全体を表示するものとする。その様式は別紙4のとおりとする。

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 繼続事業の前提に関する注記

.....

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－・・・
 - ・賞与引当金　－・・・

3. 重要な会計方針の変更

.....

4. 法人で採用する退職給付制度

.....

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア A里拠点（社会福祉事業）
 - 「介護老人福祉施設A里」
 - 「短期入所生活介護○○」
 - 「居宅介護支援○○」
 - 「本部」
 - イ B園拠点（社会福祉事業）
 - 「保育所B園」
 - ウ Cの家拠点（社会福祉事業）
 - 「児童養護施設Cの家」
 - 「子育て短期支援事業○○」
 - エ D苑拠点（公益事業）
 - 「有料老人ホームD苑」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合 計				

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

○○施設を○○へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金***円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	○○○円
建物 (基本財産)	○○○円
計	○○○円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	○○○円
計	○○○円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)			
建物			
構築物			
・ ・ ・			
合 計			

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合 計			

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第〇回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社 期限前償還条件付社債			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
取引条件及び取引条件の決定方針等											

1 3. 重要な偶発債務

・・・・・

1 4. 重要な後発事象

・・・・・

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

・・・・・

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・・・・・

計算書類に対する注記（A里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金ー・・・
 - ・賞与引当金ー・・・

2. 重要な会計方針の変更

.....

3. 採用する退職給付制度

.....

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) A里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 介護老人福祉施設A里
 - イ 短期入所生活介護○○
 - ウ 居宅介護支援○○
 - エ 本部
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

○○施設を○○へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金 ***円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	〇〇〇円
建物 (基本財産)	〇〇〇円
計	〇〇〇円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	〇〇〇円
設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む) (C拠点)	〇〇〇円
計	〇〇〇円

※C拠点では「7. 担保に供している資産」は「該当なし」と記載。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)			
建物			
構築物			
・・・・・・			
・・・・・・			
・・・・・・			
合計			

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第〇回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社 期限前償還条件付社債			
合計			

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

別紙3(①)

借入金明細書

社会福祉法人名

(単位:円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=(①+②-③) (うち1年以内償還予定額)	元金償還 補助金	利率 %	支払利息		返済 期限	用途	担保資産
									当期支出額	利息補助金収入			
設備資金借入金	計				()								
	積付				()								
					()								
長期運営資金借入金	計				()								
	積付				()								
					()								
短期運営資金借入金	計				()								
	積付				()								
					()								
					()								
					()								
合計									()				

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合には、区分を新設するものとする。